

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

# 議案第6号説明資料

令和3年2月15日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～4
新旧対照表	-----	5～8

福祉課

# 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

## ○改正概要

介護保険法（平成9年法律第123号）により、市町村は、3年ごとに介護保険料を見直すこととなっているため、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めます。

また、平成30年度税制改正により所得税法（昭和40年法律第33号）が改正され、令和3年度以後の介護保険料の算定に用いる令和2年分以後の個人所得課税の算定において控除額が一律引き下げられることとなったため、介護保険料算定に用いる所得額への影響が生じないよう見直しを行うとともに、令和2年度税制改正では租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、長期譲渡所得に係る低未利用土地等の譲渡に対する特別控除が創設されたことにより、介護保険料算定に用いる所得額に当該特別控除を反映させる見直しを行います。

併せて介護保険料の減免申請において、今回の新型コロナウイルス感染症の影響などにより、収入が急激に減少するなど特別な事情がある場合の例外規定を設けるため、大磯町介護保険条例の一部を改正します。

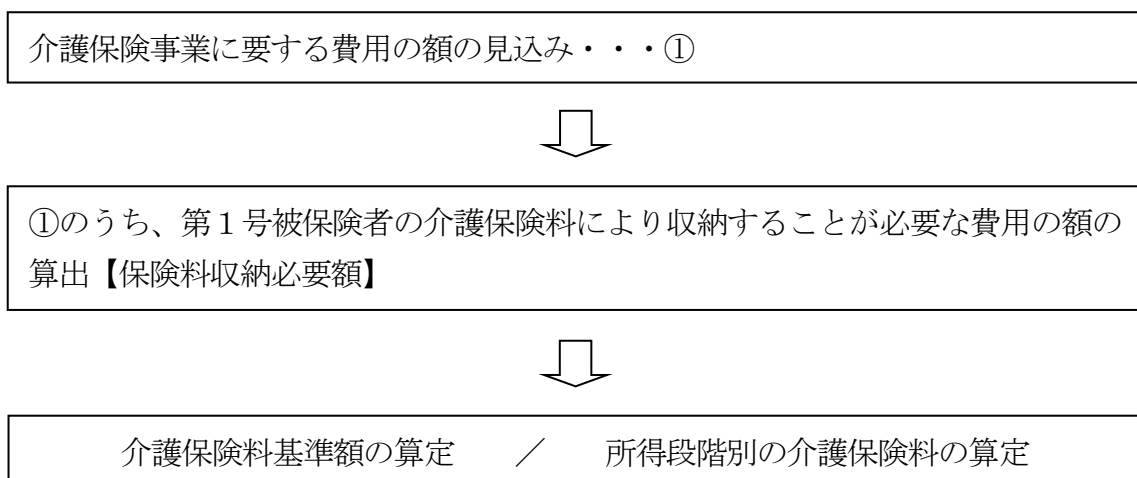
## ○改正内容

### 1 保険料の改正

介護保険法により、第八期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行い、介護サービスの見込量をもとに介護保険事業に要する費用の額を算出し、第1号被保険者の介護保険料により収納することが必要な費用の額を算出した結果に基づき、年額介護保険料を改正します。

また、令和2年度に軽減強化された第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料の軽減措置を継続するための改正も行います。

#### (1) 介護保険料算定の手順



(2) 介護保険料の改定

(単位：円)

現行（第七期）

所得段階	負担割合	年間保険料
1	(軽減前)	$A \times 0.50$ 34,200
	(軽減後)	$A \times 0.30$ 20,520
2	(軽減前)	$A \times 0.75$ 51,300
	(軽減後)	$A \times 0.50$ 34,200
3	(軽減前)	$A \times 0.75$ 51,300
	(軽減後)	$A \times 0.70$ 47,880
4	$A \times 0.90$	61,560
5 (基準額)	A	68,400
6	$A \times 1.20$	82,080
7	$A \times 1.25$	85,500
8	$A \times 1.45$	99,180
9	$A \times 1.60$	109,440
10	$A \times 1.80$	123,120
11	$A \times 1.85$	126,540
12	$A \times 2.00$	136,800
13	$A \times 2.20$	150,480

改正案（第八期）

所得段階	負担割合	年間保険料
1	(軽減前)	$A \times 0.50$ 31,800
	(軽減後)	$A \times 0.30$ 19,080
2	(軽減前)	$A \times 0.75$ 47,700
	(軽減後)	$A \times 0.50$ 31,800
3	(軽減前)	$A \times 0.75$ 47,700
	(軽減後)	$A \times 0.70$ 44,520
4	$A \times 0.90$	57,240
5 (基準額)	A	63,600
6	$A \times 1.20$	76,320
7	$A \times 1.25$	79,500
8	$A \times 1.45$	92,220
9	$A \times 1.60$	101,760
10	$A \times 1.80$	114,480
11	$A \times 1.85$	117,660
12	$A \times 2.00$	127,200
13	$A \times 2.20$	139,920



<p>現行の基準額</p> <p>年額 68,400円</p> <p>月額 5,700円</p>
--

7.0%の減



<p>改正案の基準額</p> <p>年額 63,600円</p> <p>月額 5,300円</p>
---

(3) 保険料基準額等の見込み

(単位：円)

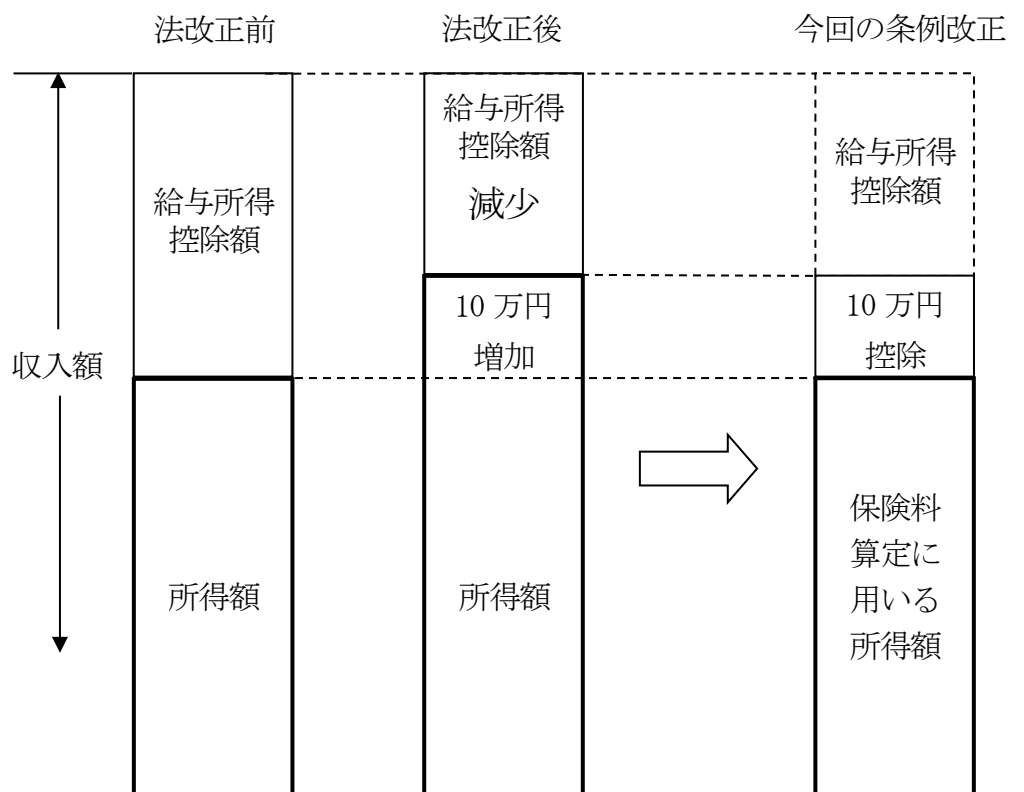
項目	計画期間 平成30年度～令和2年度 (第七期)	令和3年度～令和5年度 (第八期)
介護保険料基準額(年額/月額)	68,400 / 5,700	63,600 / 5,300
介護保険事業費	9,637,539,011	9,535,500,152
保険料収納必要額	2,414,424,818	2,292,901,192
介護保険給付費支払基金取崩額※1	70,000,000	150,000,000

※1は、保険料の上昇を抑えるために投入される財源です。

2 法令の改正による改正

(1) 平成30年度税制改正による改正

平成30年度税制改正において給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げられたことにより、令和3年度分以後の介護保険料の算定に用いる所得額が10万円増加することに伴い13段階の所得段階に変更が生じないよう、介護保険料の算定に用いる所得額から10万円を控除する改正を行います。



【給与所得控除の場合】

## (2) 令和2年度税制改正による改正

5年を超えて所有していた土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、利活用されていないまま所有されている空き地や空き家等の低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡価額から取得費及び譲渡費用を控除し、更に100万円を控除する特別控除制度が創設されたことに伴い、介護保険料の算定に用いる所得額に当該特別控除を反映するための改正を行います。

現行

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{長期譲渡所得の金額}$$

創設：低未利用土地等の譲渡がある場合

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} 100 \text{万円} = \text{長期譲渡所得の金額}$$

## 3 介護保険料減免の申請期限の改正

収入が著しく減少した場合などの介護保険料の減免申請については、申請期限を介護保険料の納期限の7日前となっています。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納期限の7日前までに申請することが難しい場合の例外として、申請期限後においても申請することができるようにするための例外規定を設ける改正を行います。

## 4 条例施行期日

令和3年4月1日から施行します。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,320円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零</u>とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,500円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,220円</u></p> <p>ア・イ 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,500円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99,180円</u></p> <p>ア・イ 省略</p>

改正案	現行
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>101,760円</u> ア・イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>114,480円</u> ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>117,660円</u> ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>127,200円</u> ア・イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>139,920円</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>109,440円</u> ア・イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,120円</u> ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>126,540円</u> ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>136,800円</u> ア・イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>150,480円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,080円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,520円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>31,800円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>44,520円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5条～第9条 省略 (保険料の減免)</p>	<p>第5条～第9条 省略 (保険料の減免)</p>
<p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が必要と認める場合は、申請期限後においても提出することができる。</u></p>	<p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1)～(3) 省略 3 省略 第11条～第15条 省略</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 第2条 改正後の第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。 この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。</p>	<p>(1)～(3) 省略 3 省略 第11条～第15条 省略</p>



改正案	現行
<p data-bbox="152 212 1122 288"><u>この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="120 347 271 376">別表 省略</p>	<p data-bbox="1122 347 1272 376">別表 省略</p>